船舶事故調査報告書

平成２１年１０月２９日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決
委　員　長　後　藤　昇　弘
委　　員　楠　木　行　雄
委　　員　横　山　鐵　男（部会長）
委　　員　山　本　哲　也
委　　員　根　本　美　奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成２０年６月６日　０４時１５分ごろ
発生場所	宮崎県川南町東方沖　川南港東防波堤灯台から真方位１１１°７．４海里付近（概位　北緯３２°０７．５′　東経１３１°４１．５′）
事故調査の経過	平成２０年１０月１日、本事故の調査を門司地方海難審判理事所から引き継ぎ、調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか１人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 Ｌ×Ｂ×Ｄ、船質 機関、出力、進水等	 漁船　進高（しんこう）丸、１９トン ＭＺ２―３１６０（漁船登録番号）、進高丸有限会社 ２３．２ｍ×５．３１ｍ×１．７２ｍ、ＦＲＰ ディーゼル機関、漁船法馬力数１９０、平成元年９月３日
乗組員等に関する情報	船長　男性　２４歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日　平成１４年４月１日 免許証交付日　平成１９年７月３日 （平成２４年７月２日まで有効） 甲板員Ａ　男性　６０歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日　昭和５０年４月２５日 免許証交付日　平成１６年９月６日 （平成２２年１月１０日まで有効）
死傷者等	死亡　１人（甲板員Ａ）
損傷	なし
事故の経過	本船は、中型まき網漁業の網船で、平成２０年６月５日１９時００分ごろ、船長ほか９人が乗り組み、まき網漁の目的で、附属する僚船４隻と共に宮崎県宮崎港を出港した。翌６日００時ごろ同県川南町沖の漁場に到着し、魚群探索後、０３時３０分ごろ操業を開始した。 本船は、０３時４５分ごろ、まき網全体を絞り込むため、船長は船首部の立てローラーで運搬船を引き寄せ、他の乗組員は、操舵室右舷付近に甲板員Ａを含めた３人が、船尾右舷付近に６人が、２～３ｍの間隔で一列に並び、右舷に備えられている４個のサイドローラーにより、まき網を揚げ始めた。

	０４時１５分ごろ、船長及び操舵室右舷付近にいた甲板員２人は「アッ」という悲鳴を聞いて振り返ると、甲板員Ａが、操舵室右舷側に設置されたコーンローラーの下方で、顔面と耳から出血してうつ伏せに倒れていた。 船長は、作動していたコーンローラーを停止し、甲板員Ａを僚船に移して宮崎港へ搬送した後、海上保安庁に通報し、救急車の手配を依頼した。 甲板員Ａは、病院に搬送されたが死亡が確認され、死因は頚椎脱臼による頚髄損傷と検案された。	
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　西南西、風力　微風 海象：波　なし	
その他の事項	甲板員Ａは、まき網漁の経験が豊富で、船長及び他の乗組員の指導役として乗船していた。 甲板員Ａは合羽を着用していた。 操舵室右舷側のコーンローラーは、直径約３０㎝のゴム製の球体２個を接するようにつなぎ合わせたもので、船首端から約１１ｍ、右舷外板から約０．６５ｍ、甲板上約１．１５ｍの位置に設置され、サイドローラーによる揚網の補助として使用されていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	不明 不明 なし 死因は頚椎脱臼による頚髄損傷であった。 甲板員Ａが頚椎脱臼に至ったのは、コーンローラーに巻き込まれたことによるものと考えられる。 甲板員Ａが巻き込まれた状況については、コーンローラーを操作中に巻き込まれた可能性があると考えられるが、明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、宮崎県川南町東方沖において揚網中、甲板員Ａがコーンローラーに巻き込まれたため、発生したものと考えられる。	